

発議第 1 号

洪水回避等を目的とした流量確認のための
中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 牧 野 仁

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

洪水回避等を目的とした流量確認のための
中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること
- 2 「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと
- 3 今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
内閣総理大臣
国土交通大臣

発議第 2 号

新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 田 中 裕

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書

我が国の森林面積は、国土面積の3分の2にあたる2,500万ヘクタールあり、このうち1,000万ヘクタールを占める人工林の約半数が主伐期となっている。しかし、これら人工林のうち、主伐による原木供給量は、年間成長量の約4割にとどまっており、成長量の6割強は未利用のままとなっている。

他方、林家の87%が保有面積10ヘクタール未満であるなど、小規模な森林所有者によって山林が保有されている現状にある。また、森林所有者の経営意欲が低い一方で、素材生産業者等の林業経営者が事業拡大の意欲を持っていても十分に森林確保できない現状にある。

このミスマッチを解消し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るために新たな森林管理システムを構築し、森林の管理経営の集積や集約化の推進を求める。

記

- 1 森林所有者に適切な森林管理を促すために森林管理の責務を明確化すること
- 2 森林所有者が森林を管理できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託するスキームを設けること
- 3 再委託できない森林や再委託されるまでの森林は、市町村が管理できるようにすること
- 4 再委託を進めるために、路網整備、集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
農林水産大臣

発議第 3 号

土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書

土地改良制度をめぐる現状は、農地の所有者と経営の分離が進んでおり、一筆1資格者などの現行制度では、事業運営を十分に行えない状況になっている。このことから、組合員の減少に対応した組合員資格の拡大や、業務運営の適正化など、現行制度の見直しが求められている。

政府には、現在進められている「農業競争力強化プログラム」による調査・検討を踏まえ、以下の視点に立ち、土地改良法を改正し、必要な施策を推進することを強く要望する。

記

- 一、所有者が中心の土地改良区における、所有者から耕作者への組合員の資格交替を促進すること
- 一、複雑な組合員の資格交替手続きを見直し、円滑化を図ること
- 一、一筆1資格を見直し、現行制度で組合員資格が認められない耕作者や所有者が土地改良区の構成員として参加できる柔軟な制度を創設すること
- 一、土地改良区の運営には、耕作者の意向を反映することが重要なことから、現行の理事要件を見直すこと
- 一、組合員全員参加の総会に加えて総代会が設置しやすくなるよう、土地改良区の組織決定機関を見直すこと
- 一、その他、耕作者の意向を踏まえた農業用水の配分ルールの設定や、多面的機能支払いの活動組織による施設管理への参加など、柔軟で持続的な仕組みに見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
農林水産大臣

発議第 4 号

所有者不明の土地利用を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議員 田 中 裕

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

所有者不明の土地利用を求める意見書

平成 28 年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約 20%に上ることが明らかにされた。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040 年にはほぼ北海道の面積に相当する（約 720 万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者 1 人につき管理人 1 人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること
- 4 所有者不明土地の収用手続きの合理化や円滑化を図ること
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 16 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
内閣総理大臣
国土交通大臣
法務大臣
農林水産大臣
総務大臣

発議第 5 号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における
新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

賛 成 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

八雲町議会議員 斎 藤 實

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における
新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっている。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立した。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要があるが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念される。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと
- 2 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にを行うこと。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること
- 3 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと
- 4 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

発議第 6 号

生活保護費の一方的減額に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

生活保護費の一方的減額に関する意見書

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しをすすめてきたが、食費や光熱水費にあてる生活扶助費を最大14%引き下げる案を出した。しかし、各界から異論と反発の声があがり、下げ幅を最大5%に縮小した。

しかし、前回2013年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられない。そもそも生活保護は、病気や失業など苦境に陥った人の命綱である。その機能を弱め、自立が困難な人たちを一層窮乏させることがあってはならない。児童養育費などを含めた世帯別の支給額は、札幌・江別に住む夫婦・子ども2人世帯の場合、現在月19万7,000円が、来年10月から3,000円減る。

旭川・函館などの夫婦・子ども2人世帯は月18万9,000円が来年10月に3,000円減り、2020年10月までに月9,000円少なくなる。また単身高齢者は月最大4,000円減となる。ひとり親世帯に上乘せされる母子加算の減額も予定されている。これは2014年に施行された子どもの貧困対策法の趣旨とも矛盾している。

減額の根拠は一般世帯の低所得者の消費支出を上回っているというが、切り下げされれば、一般世帯にも跳ね返る。しかも、現政権は2019年10月に消費税を10%に引き上げるとしている。

低所得世帯全体の底上げを図らなければならないのに、これでは経済の底が抜けてしまう。本当は保護が必要なのに受けていない、受けられない人が少なくない。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう、困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
総務大臣

発議第 7 号

過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書

今国会で審議中の「働き方改革」関連法案は、「長時間労働をなくす」「過労死をなくす」「柔軟な働き方を可能にする」としているが、労働者の「働き方改革」ではなく、経営者の立場に立った制度である。

「高度専門職」は労働時間や割増賃金などの規制の適用除外として残業代も支払わなくてよい「高度プロフェッショナル制度」（残業代ゼロ法案）を創設するもので、財界が長年に渡って政府に求めてきたものである。

「企画業務型裁量労働の拡大」は、どれだけ働いても「みなし時間分」の残業代しか払われない労働者を、これまで禁止されてきた営業分野にも拡大するものであり、低賃金と過労死の温床を広げるだけである。

残業時間の上限規制（月 100 時間未満）については過労死の過半数が 100 時間以下で起きており、過労死を合法化するようなものである。このような労働法制の大改悪は断じて認められない。

さらに、改定労働契約法により、この 4 月から雇用期間の定めのある労働者が、同じ会社で通算 5 年以上働いた場合に、本人が申し込めば無期契約に転換できるようになり、ルール通りならば、400 万人の有期労働者が正社員になれるはずである。しかし 5 年になる前にいったん雇い止めし、6 ヶ月以上の雇用空白期間を設けることで、無期転換できないようにする脱法行為が自動車大手や大学などで広がっている。脱法行為を許さない厳格な指導とともに、法の抜け穴をふさぐ改正を行うべきである。

国における「働き方改革」は、真に働く人の立場に立った改革となるよう、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 「働き方改革」関連法案を撤回し「残業は週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間まで」という大臣告示を法制化し、これを超える残業を認めないこと。残業から翌日の始業まで最低 11 時間空けるインターバルを確保するなど、労働基準法の抜本改正を行うこと
- 2 雇用空白期間を設けることで、無期転換できないようにする脱法行為を許さないため、労働契約法の改正を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 16 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

発議第 8 号

カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書

カジノ法（特定複合観光施設区域推進法＝I R推進法）は、2016年12月に成立。審議時間は衆参合わせても、わずか18時間20分という短さだった。

戦後72年間にわたって禁止されてきた賭博を解禁しようとする議論としては、あまりの拙速さである。

カジノ法は、議員立法と言いつつ、全会派の一致ではない。国民世論は6割が反対しているが、今国会にカジノ実施法案を提出しようとしている。

世界各地の大多数のカジノは地域と人心の荒廃を招いている。韓国の江原ランドが誕生した2000年当時の郡の人口約5万人が現在3万8,000人に減少。

「施設周辺では、カジノによるギャンブル依存で破産したり、自殺したりする人が後を絶たず、客目当ての風俗店や質屋も乱立」した結果と報道された（2017年4月24日付「読売」）。

厚生労働省の研究班は、全国1万人を対象に面接し、「国内のギャンブル等依存に関する調査」を公表（2017年9月）。その結果、ギャンブル依存症の人の割合は成人の3.6%、約320万人と推計され、日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いといわれている。その要因は世界に例をみない遊技であるパチンコ（パチスロ含む）である。前述の研究班の調査で、320万人のうち、8割がパチンコ依存と指摘されている。依存者が借金を背負い、会社を首になり、家庭を崩壊させるなど、当事者や家族にとって重大な問題だが、社会的にも大きな損失となる。韓国ではパチンコ依存症が社会問題化する中で、2006年にパチンコの全廃に踏み切った。

このような悲惨な事態が予測されるカジノ推進法は廃止すべきであり、具体化のための実施法は断念することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣